

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6383-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

国民健康保険のオンライン署名を

2024年の国民健康保険料(税)は8割の自治体で引き上げられました。全国で保険料の通知が届いた6月7日から20日までの間に、民商の全国の連合体である全商連のホームページには「国保払えない」「国保高すぎる」などの検索により昨年比の4倍になる約2万件のアクセスがあったとのこと。

全商連も加盟する中央社会保障推進協議会(中央社保協)では、オンライン署名サイトで「国保料が高すぎる! 国の責任で払える保険料にしてください!」の署名を始めた。請願項目は「払える国保料にすること」「国保への国庫負担を増やすこと」の二点です。内閣総理大臣、厚生大臣をはじめ、全国知事会・市長会・町村会に求めます。以下のQRコードを読み取っていただきぜひご協力ください。



共済だより

7月の共済給付は表のとおりです。長寿祝金は65歳以前に共済に加入した方が75歳になられたときに給付されます。吹田民商ではこの給付金を受けられる会員が毎月のようにおられます。75歳を迎えられて現役でお仕事を続けられていることに敬意を表します。その一方今年の4月以降、若い方も含めて14名の会員が入院給付金を受けておられます。けがをされた方もおられますが、多くが何らかの疾患です。私たち自営業者は体が資本です。年1回の健康診断を受けましょう。そして体調がおかしいなどと思ったら無理をせず、医療機関を受診しましょう。まだまだ、暑い日々が続きます。十分な休養と水分補給を心がけ健康管理を行いましょう。吹田民商の共済会は現在会員の約70%の方が加入しており、当面の加入率75%を目指しています。まだ加入していない会員のみなさん、ぜひ加入をして下さい。

7月の給付内容

	件数	金額
長寿祝金	2	100,000
入院給付金	2	53,000
死亡弔慰金	2	60,000

伝言板

新会員学習交流会(簡易な記帳)

8月29日(木) 19時00分 吹田民商会館

1時間程度の講習と新会員と役員との交流会を行います。

50周年企画 大婦協平和ツアー2024

11月25日8時30分集合 26日18時30分解散予定

集合・解散JR・地下鉄森ノ宮駅

戦争遺跡などを見学し歴史に学ぶ平和ツアーです。

参加費お一人 4万2千円(予定)

宿泊先 戸倉山田温泉「ホテル清風園」(長野県)

お買い物物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒!

従業員を雇ったときの手続き

初めて従業員を雇用すると、税金や公的保険の手続きが必要になります。ご相談があれば民商までご連絡ください。

源泉所得税

従業員に給与を支払う際には、雇用している事業主は給与から所得税相当額を源泉(天引き)する義務が生じます。税務署に届出が必要です。従業員から徴収した所得税は毎月納付が原則ですが、小規模な事業所(従業員数が常時10人未満)の場合は年に2回まとめて納付することができます。特例納付が可能です。特例納付を選択する場合には届出が必要です。

また源泉所得税は毎月の納付手続きに加えて12月分の給与支払い後に、各種所得控除と住宅ローン控除を適用して従業員の年税額を清算する年末調整が必要になります。

個人住民税の特別徴収

基本的には従業員を初めて雇用した際に行う手続きはありません。必要であれば雇用した初年度から住民税を事業所で天引きする特別徴収に変更する手続きがありますが、普通徴収のまま翌年6月から特別徴収を始めることがほとんどです。特別徴収は年末調整の結果を給与支払報告書として従業員が居住する自治体に提出すると、6月から翌年5月までの1年分の住民税が12分割されて事業所に通知され、事業所が給与から徴収する義務が生じます。

労災保険・雇用保険

労災保険は業務中もしくは通勤中に労働者が事故(労働災害)により、治療や休業補償が必要になった際に給付が行われる保険です。従業員を雇用した際には加入義務が生じます。

雇用保険は従業員が退職した際の失業給付や各種雇用維持のための助成金などの支給される制度です。31日以上引き続き雇用の見込みがあり週当たりの労働時間が20時間以上の労働者に加入の資格があり、事業主は手続きする義務があります。

労災保険、雇用保険とともに労働保険事務組合に、保険料の納付や雇用保険の手続きを委託することができます。保険料は年1回の一括納付を年3回に、労災保険のみ事業主と家族専従者も加入できる特別加入の制度などがあります。

健康保険・厚生年金

個人事業主の場合は従業員数5人未満までは加入義務は生じません。法人の場合は代表者1名のみでも加入義務があります。また個人事業主で従業員数5人未満でも任意に加入することができますが、加入の条件を満たす従業員はすべて加入させなければならず、また代表者は加入できません。加入義務が生じた場合または任意で加入する場合には届出が必要となります。